

環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件

農林水産省
(平成十七年 告示第四号)

環境省

(用語の定義)

第一条 この告示において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成十七年政令第百六十九号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(次条において「規則」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - イ 土地その他の不動産に固定されているものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りでない。
 - ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ハ おり型の施設にあつてはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあつては金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。
 - ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となつてゐること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りでない。
 - ホ 二の出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施設設備が設けられていること。

ハ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

二 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。

ハ 柵式の施設にあつては、特定外来生物の逸出を防止するための返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。

ニ 柵式の施設にあつては、柵の格子の間隔又は間隔の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。

ホ 電気柵を設ける場合にあつては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。

ヘ 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

ト 外部との出入口の戸は、二重以上となつてゐること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りでない。

チ トの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施設設備が設けられていること。

リ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

三 「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供することが

できる施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

ハ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施設設備が設けられていること。ただし、施設以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。

ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。

ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあっては、この限りでない。

四 「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されているものであること。ただし、野外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、条鰭^き亜綱に属する特定外来生物に係る施設であつて、水槽の壁面が十分な高さ有し、特定外来生物が逸出するおそれのない場合は、この限りでない。

ニ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施設設備が設けられていること。ただし

、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であつて、施設以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。

ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。

ヘ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

五 「人工池沼型施設等」とは、人工的に設けられた池、沼その他の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 飼養等の許可を受けた者の管理下にならない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。

ロ 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

ハ 洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

ニ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。

ホ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置(以下「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 ミユオカストル・コイプス(ヌートリア)、プロキユオン・カククリヴォルス(カニクイアライグマ)、プロキユオン・ロトル

(アライグマ)及びヘルペステス・ヤヴァニクス(ジャワマングース)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間(その期間が終了するまでに更新のための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分のある日まで。以下同じ。) 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣及び農林水産大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員又は農林水産省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。

() 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

() 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に実施された識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)

() 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

二

(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。

() 特定外来生物の種類

() 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

() 数量の増減に係る個体についての条件である(1)()から()までに掲げる事項

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内(2)に該当する場合にあっては、特定外来生物の種類ごとに(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない(2)に該当する場合にあっては、(2)の幼齢な期間内に限る。)

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一七八四号及び一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。)が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(2) プロキユオン・カンクリヴォルス(カニクイアライグマ)若しくはプロキユオン・ロトル(アライグマ)にあっては四月、ミュオカストル・コイプス(ヌートリア)若しくは

ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）にあつては二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(4) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣及び農林水産大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状

況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしていないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

ニ ムンティアクス・レエヴェスイ（キョン）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣及び農林水産大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員又は農林水産省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

() 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに

終了年月日及び終了の事由

(1) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に実施された識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

(2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。

(1) 特定外来生物の種類

(2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)から(2)までに掲げる事項

二 識別措置の内容を届け出なければならぬ期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一七八四号及び一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大

臣に提出する場合

(2) マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体であることを証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣及び農林水産大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を

開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしていないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

三 レボミス・マクロキルス（ブルーギル）、ミクロプテルス・ド

ロミエウ（コクチバス）及びミクロプテルス・サルモイデス（オクチバス）（規則第九条の適用を受ける場合を除く。）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等又は人工池沼型施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣及び農林水産大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣及び農林水産大臣に提出すること。ただし、飼養等の許可を受けていることを示す標識を個体に装着している場合にあつては、この限りでない。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしていないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。